

狭山市地域防災計画の改定について

1. 経緯

狭山市では、災害対策基本法に基づき、地震や風水害などの災害に対し迅速かつ的確に対応するため、狭山市地域防災計画を定めています。また、地域防災計画は、国や県の防災計画を踏まえて、適宜見直すこととしています。

今回の改定では、計画の最も重要な要素である県の調査(最新の調査は平成25年度)に基づく被害想定(建物被害、人的被害、避難者数等)に変更がないことから、近年の大規模災害における教訓等を踏まえた対策及び最新の国・県等の防災計画との整合を目的に実施します。

また、より実効性があり、かつ、わかりやすい計画となるよう「計画の構成」及び「記載方法」の大幅な見直しを行います。

2. 主な改定内容

① 災害教訓等に基づく実効的な対策の検討

能登半島地震をはじめとする大規模な災害における教訓を踏まえ、受援体制や避難所運営体制、物資受入れ体制の強化を図るとともに、在宅避難者や災害時要配慮者への支援体制を整備する。

② 上位計画及び防災関係法令等の改正内容の反映

災害対策基本法や水防法等の改正内容を反映し、広域避難や住宅の応急修理、福祉的支援の実施など、新たな制度・取組を計画に追加・整備する。

③ 記載内容の精査及び理解しやすい計画への改定

計画の記載内容を精査、見直しを行う。

また、計画の構成を3編構成(総則・予防対策編／応急対策・復旧復興編／資料編・用語集)とすることで、平常時及び災害時における対応の明確化など、理解しやすい構成に改める。

④ 災害対応業務の担当部署の明確化

節ごとに業務の担当部署を明記し、災害対応における役割分担を明確化する。